| | | | |
|---|---|---|---|
| 所得税の税率を乗じて計算した金額 | 所得税の税率を乗じて計算した金額及びその計算した金額に特別措置法第五条の二十六第一項の規定により当該所得税の徴収に併せて徴収された防衛特別所得税の税率を乗じて計算した金額の合計額 | 租税特別措置法施行令第二十六条の十一第二項 | |
| その所得税の額 | その所得税及び防衛特別所得税の額 | | |
| 次条第一項 | 次条第一項及び特別措置法第五条の二十六第六項（第二号に係る部分に限る。） | | |
| 法人税法施行令 | 防衛特別所得税に関する政令第十五条第二項の規定により読み替えられた法人税法施行令 | | |
| 徴収された所得税の額 | 徴収された所得税の額及び特別措置法第五条の二十六第一項の規定により当該所得税の徴収に併せて徴収された防衛特別所得税の額 | | |
| 同条第四項 | 法第四十一条の十二第四項 | | |
| 法人税法 | 特別措置法第五条の三十一第二項の規定によりみなして適用する法人税法 | | |
| 租税特別措置法施行令 | 防衛特別所得税に関する政令第十五条第二項の規定により読み替えられた租税特別措置法施行令 | 外国居住者等所得相互免除法施行令第十七条第七項 | |
| 金額から | 金額から防衛特別所得税に関する政令第十五条第二項の規定により読み替えられる | | |
| 法人税法施行令 | 防衛特別所得税に関する政令第十五条第二項の規定により読み替えられた法人税法施行令 | | |
| 所得税が | 所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税が | 租税条約等実施特例政令第三条第九項 | |
| 租税特別措置法施行令 | 防衛特別所得税に関する政令第十五条第二項の規定により読み替えられた租税特別措置法施行令 | | |
| 金額から | 金額から防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される | | |
| 法人税法施行令 | 防衛特別所得税に関する政令第十五条第二項の規定により読み替えられた法人税法施行令 | | |

3　第一項に定めるもののほか、所得税及び防衛特別所得税に係る国税通則法及び国税通則法施行令の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　所得税又は防衛特別所得税に係る国税通則法施行令第二十四条第三項の規定による申請書の提出は、併せて行わなければならないものとする。

二　国税通則法第六十六条第六項及び第六十八条第四項並びに国税通則法施行令第二十七条の二の規定の適用については、所得税及び防衛特別所得税は、同一の税目に属する国税とみなす。

4　法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第百七十六条第三項又は第百八十条の二第三項の規定の適用がある場合における第六条第二項の規定の適用については、同項中「金額と」とあるのは、「金額及び集団投資信託（所得税法第百七十六条第三項に規定する集団投資信託をいう。以下この項において同じ。）の第十五条第一項の規定により読み替えて適用される同令第二百六十四条に規定する収益の分配に係る控除外国所得税の額（同法第百七十六条第三項又は第百八十条の二第三項の規定により当該集団投資信託の同令第三百六条の二第一項に規定する収益の分配（同法第百七十条の規定の適用を受けた同条の国内源泉所得に該当するもの、租税特別措置法第三条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する一般利子等並びに同法第八条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等及び配当等を除く。以下この項において同じ。）に係る所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額から控除すべき同令第三百条第一項に規定する外国所得税の額に、当該集団投資信託の同条第二項又は同令第三百六条の二第一項に規定する収益の分配（所得税法第百八十一条又は第二百十二条の規定により所得税を徴収されるべきこととなる部分に限り、同法第九条第一項第十一号に掲げるもののみに対応する部分を除く。以下この項において同じ。）の額の総額のうちに支払を受けた収益の分配の額の占める割合を乗じて計算した金額（当該金額が同法第百七十六条第三項又は第百八十条の二第三項の規定による控除をしないで計算した場合の当該収益の分配に係る所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額に当該収益の分配の計算期間の末日において計算した当該収益の分配に係る集団投資信託の同令第三百条第九項又は第三百六条の二第七項に規定する外貨建資産割合を乗じて計算した金額を超える場合には、当該外貨建資産割合を乗じて計算した金額）をいう。）のうち当該支払を受けた収益の分配に係る所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額を超える金額と」とする。

5　法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第百七十六条第三項又は第百八十条の二第三項の規定の適用がある場合における復興特別所得税に関する政令第五条第二項の規定の適用については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「同項中」とあるのは「復興特別所得税に関する政令第五条第二項中」と、「第十五条第一項」とあるのは「防衛特別所得税に関する政令（令和八年政令第百六号）第十五条第一項」と、「及び復興特別所得税の額の合計額を超える金額」とあるのは「を超える金額（当該収益の分配に係る復興特別所得税の額を限度とする。）」と読み替えるものとする。

6　この政令に定めるもののほか、法及びこの政令の実施のための手続その他これらの執行に関し必要な細則は、財務省令で定める。

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、令和九年一月一日から施行する。

（財務省組織令の一部改正）

2　財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の三中「復興特別所得税」の下に「、防衛特別所得税」を加える。

財務大臣　片山さつき

内閣総理大臣　高市　早苗

---

所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国際観光旅客税の記帳義務に関する経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗